

特例市並みの権限移譲について

1 検証の目的

- 権限移譲実施計画(案)(平成22年3月策定)に基づく特例市並みの権限移譲の取組みにおいて、市町村(政令市除く)への権限移譲を推進してきた。
- 特例市並みの権限移譲の集中取組期間の最終年度を迎え、今後の権限移譲を検討するため、現時点における取組みに基づく権限移譲の成果と課題を検証した。

2 特例市並みの権限移譲の状況について

2-1 市町村への権限移譲の考え方

◆移譲対象事務

- ・権限移譲実施計画(案)において大阪府が提示した102事務(移譲留保事務16事務含む)
- ・41市町村への移譲提案事務延べ数は2,762事務

◆基本的な進め方

- ・市町村の規模によって提案事務に差を設けず、すべての市町村を対象に移譲を推進
- ・地方自治法第252条の17の2の規定に基づく条例による事務処理の特例制度を活用し移譲を推進
- ・平成22年3月に市町村が策定した権限移譲実施計画(案)をもとに、毎年、大阪版地方分権推進制度実施要綱における市町村長に対する協議を行い、その同意を得て各事務の移譲を推進
- ・特例市並みの権限移譲の取組みを推進するにあたり、人的支援・財政措置を行いながら推進
[人的支援]研修生の受入・職員派遣・人事交流等
[財政措置]市町村振興補助金(分権推進分)・権限移譲推進特別交付金・移譲事務交付金

◆推進期間

- ・平成22年度～24年度(集中取組期間として位置づけ)

2-2 市町村への権限移譲の状況

◆移譲状況

- ・提案事務(2,762事務)のうち、80.9%(2,235事務)の事務を移譲(平成24年度末見込)
※2次一括法施行に伴う法定移譲事務を含む
- ・41市町村のうち約半数(23団体)において、移譲の進捗率が8割を超えるが、一方でバラつきもある(50%～100%)。
- ・分野別では、住民に身近な「医療・保健・衛生」、「福祉」に関する分野の進捗率が高いが、「公害規制」分野の進捗率は、専門職が必要となることから低い。

【広域連携】

- ・市町村間の広域連携の取組みにより移譲を受けた事務は、平成24年度末見込で2,235事務のうち655事務、割合にして約3割にのぼる。

【機関等の共同設置】

- ◇豊能地域: 2市2町(池田市・箕面市・豊能町・能勢町)
開始時期:H23.10 受入分野:福祉・まちづくり・公害規制・生活安全・子育て分野
- ◇南河内地域: 3市2町1村(富田林市・河内長野市・大阪狭山市・太子町・河南町・千早赤阪村)
開始時期:H24.1 受入分野:福祉・まちづくり・公害規制分野
- ◇泉北・泉南地域: 5市1町(岸和田市・泉大津市・貝塚市・和泉市・高石市・忠岡町)
開始時期:H24.4(権限移譲事務は、H24.10～実施) 受入分野:福祉分野
- ◇泉南地域: 3市3町(泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町)
開始時期:H25.4(予定) 受入分野:福祉分野

【事務の委託】 泉大津市・忠岡町、泉佐野市・田尻町の2地域

【一部事務組合】 枚方市・寝屋川市、守口市・門真市、柏原市・羽曳野市・藤井寺市、阪南市・岬町の4地域

3 府支援の状況

◆人的支援の状況

- ・「人的支援メニュー」: 移譲事務ごとに設定(個票化)された人的支援(H22～H24市町村研修生受入数:約90名)
- ・「人的支援措置」: ①職員派遣の弾力化、②市町村職員と府職員の人事交流、③市町村サポートチームによる支援、④府再任用職員を活用した支援

◆財政措置の状況

- ・「大阪版地方分権推進制度実施要綱」に基づき「移譲事務交付金」及び「権限移譲推進特別交付金」の措置を実施(右表参照)

	H22 決算	H23 決算	H24 当初予算	計(3ヶ年)
移譲事務交付金	1.6億円	3.4億円	8.8億円	13.8億円
特別交付金	9.0億円	9.7億円	6.3億円	25.0億円
合計	10.6億円	13.1億円	15.1億円	38.8億円

※H21には実施計画策定支援として市町村振興補助金から2億円の措置あり

4 調査内容等

◆調査の内容

- 【市町村の総合評価】 ・権限移譲全般についての効果と課題 ・各事務における詳細状況
・未移譲事務についての状況
- 【住民サービス】 ・権限移譲が行われたことにより住民等がどのように感じているか

◆調査方法

- ・市町村の権限移譲担当課、個別事務担当課への実態調査 ・市役所、町村役場での窓口調査
- ・住民等へのアンケート調査

5 調査結果

◆権限移譲の効果等についての市町村・住民等の意見

◎市町村・住民とも権限移譲について、地域の実情に即した取組みになっていると総じて肯定的。

【市町村の評価】

- ・権限移譲によって、住民へのサービス向上の効果があつたかについては、「効果があつた」が約4割、「どちらともいえない」が約6割の回答。
- ・移譲事務を市町村独自のまちづくりに活用して、地域の実情に即した取組みを実現するのに効果があつたかについては、「効果があつた」が約3割、「どちらともいえない」が約7割。
- ・現時点では権限移譲の途中段階であるためか、「どちらともいえない」の回答が多かったが、悪い影響があつたと回答した団体はない。

【住民の評価】

- ・事務の窓口としては、「どちらでもよい」との回答もある中で、「市町村で行う方がよい」という意見が多い。
- ・窓口が近くなったことによる利便性の向上や、気軽に相談できるようになったという意見が多い。
- ・移譲を受けた市町村の担当者が知識不足であるという意見が多い。

◆事務執行や権限移譲の進め方等についての市町村の意見

◎移譲事務の遂行に7割は支障なし。ただし、僅少な事務においては、府への要望あり。

【移譲事務の現場での処理状況等】

- ・移譲事務の遂行については、7割の事務で「困難が無い」、3割の事務で「事務の遂行が困難」と回答。
- ・困難になっている事例として、件数が僅少な事務について必要な知識や技能を蓄積することが困難という回答が多い。

【事務を執行する上での府への支援要望】

- ・「移譲後における定期的・継続的な研修の実施」、「僅少性のある事務における事務マニュアルの作成」、「より効果的な人的支援策の検討」や「移譲事務交付金の算定の見直し」などを挙げている。

【権限移譲の進め方に対する府への要望】

- ・移譲事務の事前説明が不足していたことから、今後は情報提供の充実に努め、市町村と十分協議した上で、権限移譲を進めてほしい。
- ・提示後の修正等がないよう精度の高い事務個票の作成に努めてほしい。

【未移譲事務の要因】

- ・必要な人員配置が困難であること、専門職員の確保(採用)が困難であること、事務が僅少であると見込まれノウハウ等が定着しないこと など。